

稲沢市肥料価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染拡大や世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇等の影響により、肥料価格が急騰している中、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援します。

交付対象者

以下のいずれかに該当する者

- (1) 稲沢市内に居住し、市内で農業生産を営む農業者
- (2) 稲沢市内に事業所を置き、市内で農業生産を営む法人

補助対象経費

令和4年11月から令和5年5月までに購入した肥料（令和4年11月まで遡って対象）

支援金の交付額

肥料価格高騰分のうち3割相当額の2分の1以内

<支援金額の算出方法>

支援金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 0.15 (小数点以下切り捨て)

前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 (1.4) ÷ 使用量低減率 (0.9)

(小数点第3位以下切り捨て)

交付要件

以下の全てを満たす農業者

- ・ 農産物の出荷・販売実績があること
- ・ 化学肥料の使用量の低減に向けて取り組むこと

支援対象とする肥料

以下の全てを満たす肥料

- ・ 肥料法に基づく肥料であること
- ・ 令和4年11月から令和5年5月までに購入したもので、対象者が自らの農業生産に使用する肥料であること

申請方法は裏面へ

申請受付期間

令和5年5月23日（火）から令和5年12月28日（木）まで（厳守）

※期間を延長しています

平日9時～正午、午後1時～5時の間に受け付け

申請方法

農務課へ持参、郵送またはファックスで提出

※ 郵送の場合、令和5年12月28日（木）までの消印有効

申請書類

※様式は市ホームページ（ID：1010443）からダウンロードできます。

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1）
- (2) 化学肥料低減計画書（様式第2）
- (3) 誓約書（様式第3）
- (4) 本人確認書類（運転免許証等の写し。法人の場合は、登記事項証明書等の写し）
- (5) 販売農家確認書類（直近の確定申告書等の写し、決算書等の写し、販売伝票等）
- (6) 所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類

（ 当年の肥料費が確認できるものとして、令和4年11月から令和5年5月までに発注したことを証明する書類（注文票等）と、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）又は支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。

- (7) 振込先口座がわかるもの（通帳等の写し）

申請先

〒492-8269

稲沢市稲府町1番地

稲沢市役所農務課農業振興グループ 宛て

その他

- ・ 支援金は申請書類を提出後、翌月末までに入金します。
- ・ 予算には限りがあります。予算の範囲内で補助金を交付するため、**満額に達しましたら、受付終了**となります。



問合先 稲沢市経済環境部農務課農業振興グループ（本庁舎2階）

TEL 0587-32-1352（直通） FAX 0587-32-1240